

公益社団法人京都府介護支援専門員会 代議員選挙規程

（目的）

第1条 本規程は公益社団法人京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という）定款第11条に基づき当法人の代議員（以下「代議員」という）の選出方法について必要な事項を定めることを目的とする。

（立候補者）

第2条 代議員は、立候補制とする。

2. 代議員の立候補者の資格は、当法人定款第5条第1号に定める正会員とする。
3. 立候補者は、当法人正会員3名以上の推薦者を必要とする。

（立候補の届出）

第3条 立候補者は、届出の際には、所定の書類を添付して、事務局宛に提出しなければならない。

- （1）立候補届出書（様式・代1）
- （2）立候補者推薦届出書（3名分）（様式・代2）

2. 立候補の届出は、郵送によるものとし、締切日当日の消印があるものを有効とする。

（代議員の選出方法）

第4条 代議員立候補者の氏名および立候補理由を、当法人ホームページ上に掲載する。

2. 会員は、立候補者に対して不信任の場合、事務局宛に申し出を行う。不信任がブロック内会員数の過半数を越えない場合は承認とする。
3. 立候補者が定款第11条に定められた定数を超える場合は、書面による投票を行い、得票数上位から定数人数を当選者とする。

（委任）

第5条 この規程は、理事会の定めるところによる。

（規程の改正）

第6条 この規程の改正は、理事会の決議による。

2. 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附 則

1. この規程は、平成26年1月28日から 施行する。